

# 企業活動における消費者保護の規制 および情報化社会に関わる法律

二子玉川司法書士事務所  
司法書士 城岡 一美

MEMO

# 目次

第1章 消費者保護の規制	.....	P 4
第1節 消費者契約法	.....	P 5
第1項 適用範囲	.....	P 5
第2項 契約の取消し	.....	P 6
第3項 無効条項	.....	P 8
第4項 事業者の努力義務	.....	P 9
第5項 消費者団体訴訟制度	.....	P10
第2節 その他の消費者保護関連法	.....	P12
第1項 割賦販売法	.....	P12
第2項 特定商取引法	.....	P14

# 目次

第2章 情報化社会に関わる法律	P17
第1節 個人情報保護法	P18
第1項 基礎概念	P18
第2項 個人情報取扱事業者の義務	P19
第3項 個人情報保護法違反の場合の法的リスク	P26
第2節 マイナンバー法	P28
第1項 目的	P28
第2項 マイナンバー	P28
第3節 不正アクセス禁止法	P30
第1項 不正アクセスの禁止	P30
第2項 防御措置	P31

# 目次

第4節	プロバイダ責任制限法	.....	P32
第1項	プロバイダ等の責任	.....	P32
第5節	迷惑メール防止法	.....	P34
第1項	特定電子メール	.....	P34
第2項	規制対象	.....	P34
第6節	刑 法	.....	P36
第1項	IT関連の犯罪	.....	P36

# 第1章 消費者保護の規制

第1節 消費者契約法

第2節 割賦販売法

特定商取引法

＜民法／一般法＞

契約当事者が対等な立場で契約をするため、  
双方が、同程度の「知識」「経験」「情報」「経済力」等を  
有していることを前提としている。

**C to C**

民法の規定では立場が弱くなる消費者を保護する

＜消費者保護関連法／特別法＞

事業者に対し、立場の弱い消費者を保護するため、  
一定の条件を設け、契約の無効・取消し・解除について  
定めている。

**B to C**

# 第1節 消費者契約法

## 第1項 適用範囲

### <当事者の定義>

消費者	個人 ※個人事業主は含まれない。
事業者	「法人」、「その他の団体」、「事業としてまたは事業のために契約の当事者となる個人」

### <消費者契約法で規制される契約>

原則	消費者と事業者との間で締結されるすべての契約 ⇒契約対象となる商品、役務、権利の種類を問わない。
例外	労働契約 ⇒労働契約については、労働契約の特殊性に鑑みて既に労働基準法等の労働法の分野において契約締結過程および契約条項について民法の特則が定められていることから、労働契約については、本法の適用範囲に含めないこととする。(消費者庁「逐条解説」より)

## 第2項 契約の取消し

### ① 取消することができる行為

取消しの原因	取消しの原因の基となる事業者の行為
誤認	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 契約の重要事項に関する不実告知</li> <li>2. 契約における不確実な事項についての断定的判断の提供</li> <li>3. 不利益事実の故意または重過失による不告知</li> </ol>
困惑	<ol style="list-style-type: none"> <li>4. 事業者による、消費者の住居等からの不退去</li> <li>5. 消費者が勧誘を受けた場所から退去する意思表示を示した後の退去妨害</li> <li>6. 社会生活上の経験不足を不当に利用し、不安をあおる告知</li> <li>7. 恋愛感情等に乗じた人間関係の乱用による勧誘</li> <li>8. 加齢等による判断能力の低下を不当に利用した勧誘</li> <li>9. 靈感等による知見を用いての告知・勧誘</li> <li>10. 契約締結前に債務の内容を実施し、実施前の原状回復を著しく困難にすること</li> <li>11. 契約締結前に債務の内容を実施してしまう等による代金の請求行為</li> </ol>
過量内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>12. 契約の目的となるものの分量、回数または期間がその消費者にとって通常想定されるものを著しく超えるものであり、事業者がそのことを知っていながら勧誘を行ったこと</li> </ol>



## ② 取消権の行使期間

- 追認がすることができるとき(消費者が誤認に気付いたとき、困惑を脱したとき／主観的起算点)から1年。
- 契約締結時(客観的起算点)から5年。

## ③ 取消しの効果

- 消費者が契約を取消すと、契約は遡及的に無効になる。  
⇒当事者双方に原状回復義務が生じる。
- 善意の消費者は現存利益を限度とする返還義務を負うにすぎない。  
⇒善意無過失の第三者には取消しの効果を対抗できない。

## ④ 詐欺・強迫（民法96条）、債務不履行責任（同415条）、不法行為責任（同709条）との関係

- 消費者は、民法に規定されている要件を満たせば、消費者契約法の取消権と民法の取消権のどちらを主張することも可能である。
- 消費者は、民法に規定されている要件を満たせば、消費者契約法の取消権と民法の損害賠償請求権を併せて主張することも可能である。